

新たな抹消基準としての日本語能力に係る試験の合格率等について
(会議の合意事項)

【検討の対象】

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日)の「②日本語教育機関の質の向上・適正な管理」の具体的施策において、「留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入する」とこととされている。このうち、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等の数値基準を検討の対象とする。

【合意事項】

1. 教育の質の確保に関する新たな抹消基準として定める、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等に関すること

- (1) 新たな抹消基準として定める留学生の日本語能力に係る試験の合格率等を確認するレベルは、CEFRのA2レベルとする。
- (2) 合格率等を算出する際の日本語能力の判定の対象者は、当該日本語教育機関に在籍する生徒のうち課程の修了者を対象とする。対象となる日本語能力の判定は、当該修了者の修業期間の終期の3か月後までとする。
- (3) 各日本語教育機関において、課程の修了者が最低限上回るべき日本語能力に係る試験の合格率等は、CEFRのA2レベル以上の試験の合格率等が7割とする。基準の運用にあたっては、試験だけで判断するのではなく各機関における生徒の日本語能力の把握について配慮が必要。

2. 新たな抹消基準の適用等に関すること

- (1) 日本語能力の判定結果に関して、各日本語教育機関から国への報告時期は、年1回、毎年度6月末までとする。
- (2) 国への報告については、試験等の名称、レベル、合格者の人数及び合格率の報告を求めるものとする。また、合格率等の基準を下まわっている機関については、改善方策の提出を求める。
- (3) 告示基準不適合の判断は、合格率等が7割を下まわった年度が3年連続である場合とする。抹消の基準に基づく判断に至るまでに、基準を下まわった機関に対する指導をその都度適切に行うとともに、抹消の基準に基づく判断を行う際には、合格率以外の活動状況等を踏まえたうえで総合的な判断を行う必要がある。